

日常生活圏域の見直しについて

1 日常生活圏域とは

日常生活圏域は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件や人口や交通事情などの社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを勘案し、各市町村によって定められています。本市では、単一又は複数の中学校区を基本に28の日常生活圏域を設定し、地域密着型サービスなどの基盤整備を行うほか、各圏域に地域包括支援センターや支え合いのしくみづくり会議を設置しています。

2 日常生活圏域の見直し

東区の日常生活圏域

(平成30年5月時点)

圏域名(中学校区)	高齢者人口	センター名	所在地
山の下・藤見・下山	14,610人	山の下	河渡本町2番35号
東新潟・大形・木戸	12,721人	木戸・大形	上木戸5丁目2番1号
石山・東石山	10,648人	石山	中野山4丁目16番13号

高齢者人口の増加により、一部の高齢者人口の多い圏域においては、きめ細かな支援体制が構築しづらい状況となっていることから、地域の状況を踏まえ、課題のある圏域について見直しを行うことを、第7期地域包括ケア計画(介護保険事業計画)において計画しました。

山の下・藤見・下山圏域は、圏域内の高齢者人口が約15,000人と、新潟市の全圏域の中で2番目に高齢者人口の多い圏域となっていることから、平成31年3月1日より、当該圏域を「山の下圏域」と「藤見・下山圏域」の2つに分割します。

○ 現在

日常生活圏域(中学校区)	関係する地域コミュニティ協議会	面積(km ²)	人口	65歳以上人口(第1号被保険者数)	高齢化率
山の下・藤見・下山	山の下地区コミ協	13.28	47,690	14,610	30.6%
	桃山校区コミ協				
	東山の下地区コミ協				
	下山地区コミ協				

○ 分割後(3月1日から)

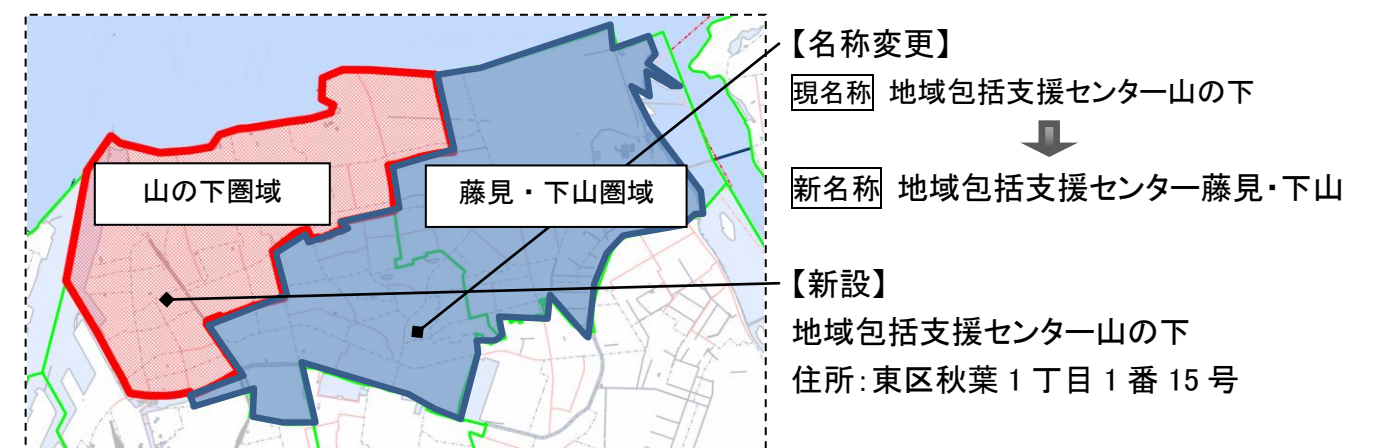
山の下	山の下地区コミ協	4.94	18,297	5,732	31.3%
	桃山校区コミ協				
藤見・下山	東山の下地区コミ協	8.34	29,393	8,878	30.2%
	下山地区コミ協				

3 地域包括支援センターの増設・名称変更について

【地域包括支援センターとは】

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、高齢者の総合相談業務や介護予防支援業務などを行っています。

現在の地域包括支援センター山の下が藤見中学校区に位置することから、圏域の分割に伴い、地域包括支援センター山の下を「地域包括支援センター藤見・下山」に変更するとともに、新たに「地域包括支援センター山の下」を設置します。



4 支え合いのしくみづくり会議について

【支え合いのしくみづくり会議とは】

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域コミュニティ協議会の代表者や民生委員など、圏域内の様々な主体が参画しており、コーディネーター役となる支え合いのしくみづくり推進員を選出し活動に協力しています。

東区においては、支え合いのしくみづくり会議を地域コミュニティ協議会単位で設置していることから、日常生活圏域の見直しに伴う再編は行いません。